

## 公益社団法人日本看護協会 図書館利用規約（利用者用）

### 1. 目的

この利用規約は、公益社団法人日本看護協会（以下、当館）の利用に関することを定めるものです。当館を利用するためには本規約への同意が必要です。

### 2. 休館日

2.1. 当館施設の休館日は、次のとおりです。

- (1) 第1・第3・第5土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 毎月最終木曜日
- (4) 年末年始（12月27日～1月5日）
- (5) 蔵書点検期間（3月22日～4月7日）
- (6) 看護研修学校認定看護師教育課程入学試験期間

2.2. 上記にかかわらず、図書館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館します。

2.3. 臨時に休館する場合は、可能な限り本会公式ホームページ等でお知らせします。

### 3. 開館時間

3.1. 当館施設の開館時間は、次のとおりです。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時30分まで  
ただし、午後6時30分以降に看護研修学校で講義その他研修等が行われる場合には、開館時間を延長することがあります。
- (2) 土曜日 正午から午後4時まで

3.2. 開館時間を延長する場合には、本会ホームページ等で周知します。

### 4. 利用者サービス

4.1. 当館が利用者に提供するサービスは、次のとおりです。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 館外での電子資料の利用
- (4) 文献複写
- (5) 他の図書館との相互利用
- (6) レファレンス

4.2. 利用者は、別表に定める利用者登録等の所定の手続きにより、上記のサービスを利用することができます。

4.3. 利用者登録の有効期限は、登録日から当該年度内（次の3月31日まで）です。所定の手続きにより登録を更新することができます。

### 5. 館内閲覧

5.1. 利用者は、当館施設において、資料の閲覧、文献及び情報検索等を行い、これを利用できます。

5.2. 資料の利用は、著作権法等関連法案を遵守して適正に行ってください。

## 6. 館外貸出

- 6.1. 利用者は、図書館長が指定する貴重資料、参考図書及びその他雑誌等を除き、所定の手続きを経て図書館資料の貸出を受けることができます。
- 6.2. 館外貸出が可能な期間は、3週間です。延長は1回（3週間）まで可能です。利用者は、貸出を受けた資料を貸出期間内に返却してください。
- 6.3. 館外貸出が可能な冊数は、別表のとおりです。
- 6.4. 利用資格を失ったときには、貸出を受けた資料を直ちに返却してください。
- 6.5. 当館は、貸出を受けた資料を期日までに返却しない利用者に対し、督促を行います。
- 6.6. 貸出を受けた資料を期日までに返却しなかった利用者は、当該資料を返却するまでの間、貸出を受けることができません。
- 6.7. 利用者は、貸出を希望する資料を郵送等で受け取り、返却することができます。ただし、送付に係る費用は利用者が実費を負担し、送付手段は追跡可能なものとします。

## 7. 館外での電子資料等の利用

- 7.1. 利用者は、当館が提供する電子資料等を遠隔で利用することができます。
- 7.2. 資料の利用は、著作権法等関係法令を遵守して適正に行ってください。

## 8. 文献複写

- 8.1. 利用者は別表のとおり、当館資料の複写を所定の手続きにより行うことができます。ただし、次のものは、複写することができません。
  - (1) 著作権法に抵触するもの
  - (2) 図書館長が不相当と認めたもの
- 8.2. 複写料金は、次のとおりです。
  - (1) 館内 実費相当額
  - (2) 郵送 1文献 480円（税別）なお送付にかかる費用は実費
  - (3) 公衆送信 著作権者に支払う相当な額の補償金を含む実費

## 9. 他の図書館との相互利用

- 9.1. 利用者は別表のとおり、他の図書館が所蔵する資料の利用（以下「相互利用」という。）を当館に依頼することができます。
- 9.2. 相互利用における複写及び現物の取り寄せに要する諸経費は、利用者の負担とします。
- 9.3. 他の図書館から相互利用の申し込みがあったときは、図書館長が本会の事業に支障がないと認め、かつ、経費について他の図書館が負担する場合に限り、これに応じます。

## 10. レファレンス

- 10.1. 利用者は、対面及び遠隔で次のとおりレファレンスを受けることができます。
  - (1) 当館資料及び施設の利用支援
  - (2) 資料の所在及び所蔵についての調査及び支援
  - (3) 文献及び情報についての調査及び支援
- 10.2. レファレンスサービスの提供は、当館施設の開館時間に準じて行います。

## 11. 弁償等

- 11.1. 利用者が、当館資料及び相互利用で借用中の資料等を紛失、汚損又はき損した場合は、直ちに図書館長に届け出てください。
- 11.2. 当館資料及び相互利用で借用中の資料等を紛失、汚損又はき損した者は、同一資料をも

って弁償しなければいけません。絶版等により入手困難なものは、同等の図書又は相当の費用をもって弁償してください。

#### 12. 利用の停止又は禁止

図書館長は、著作権法等関係法令及び本会規則等を遵守しない者に対して、当館の利用の一部または全部を一定期間停止する等の処置を講じることができます。

#### 13. 免責事項

災害、情報システム又は電気通信設備の停止、改修等の当館の責めに帰すことができない事由が発生した場合、事前に通知することなく、当館利用の全部若しくは一部の提供を中止又は停止することができるものとし、これによって利用者に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。

#### 14. 補則

当館利用に関する個人情報保護については、本会個人情報保護方針に準拠しています。

#### 15. 規約の改正

当館は、当館が必要と判断する場合、事前に通告することなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、当館は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当館の定める方法で利用者に通知します。

#### 附則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する
- 1 この規約は、平成30年1月12日に改正 平成30年4月1日から施行する
- 1 この規約は、2019年7月12日に改正 2019年10月1日から施行する
- 1 この規約は、2025年10月15日に改正し、2026年4月1日から施行する

別表

利用者区分	利用者登録手続き 利用料	館外貸出可 能冊数 (図 書)	館外での 電子資料 等の利用	文献 複写	相互利用 による資 料の提供
(1)本会会員	希望者の申し出により 当館指定の方法で会員 であることを特定し登 録及び更新 (無料)	5冊	可 但し資料 により利 用条件が 異なる	館内：可 郵送：可 公衆送 信：可	文献複写 による提 供：可 現物貸借 による提 供：当館で の閲覧に 限り可
(2)本会役職員	希望者の申し出により 役職員であることを特 定し登録及び更新 (無 料)	10冊			
(3)本会看護研修 学校学生及び 本会が提供す る研修の受講 生	本会担当部署の求めに 応じ一括して登録及び 更新 (無料)	5冊			
(4)本会会員以外 の看護職	希望者の申し出により 当館指定の方法で受付 け登録及び更新 (登録 日・更新日から次の 3月31日まで：2,0 00円)	5冊			
(5)看護師等学校 養成所に在籍 する学生	希望者の申し出により 当館指定の方法で学生 として在籍しているこ とを確認して登録及び 更新 (無料)	5冊			
(6)看護に関する 調査及び研究 を行う者	来館にて氏名等を記入 し利用 (利用料300 円、当日のみ)、登録利 用は不可	不可			